

南相馬市条例第 号

南相馬市部設置条例の一部を改正する条例

南相馬市部設置条例（平成18年南相馬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（部の設置） 第2条 市に次の部を置く。 (1) 総務部 (2) 復興企画部 (3) 市民生活部 (4) 健康福祉部 (5) こども未来部 (6) <u>商工観光部</u> (7) <u>農林水産部</u> (8) <u>建設部</u> 2 【略】 （総務部の分掌事務） 第3条 総務部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 文書及び例規に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (4) 人事及び給与に関すること。 (5) <u>秘書に関すること。</u> (6) <u>式典褒章に関すること。</u>	（部の設置） 第2条 市に次の部を置く。 (1) 総務部 (2) 復興企画部 (3) 市民生活部 (4) 健康福祉部 (5) こども未来部 (6) <u>経済部</u> (7) <u>建設部</u> 2 【略】 （総務部の分掌事務） 第3条 総務部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 文書及び例規に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (4) 人事及び給与に関すること。 (5) <u>情報化に関すること。</u> (6) <u>秘書に関すること。</u> (7) <u>式典褒章に関すること。</u>

(7) 広報広聴に関すること。

(8) 予算及び財務に関すること。

(9) 税に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、他の部の
の主管に属さないこと。

（復興企画部の分掌事務）

第4条 復興企画部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

(1) 市政の総合企画及び調整に関するこ
と。

(2) 総合計画に関すること。

(3) 行政経営に関すること。

(4) 広域交通に関すること。

(5) 復興に関すること。

(6) 危機管理に関すること。

(7) 防災に関すること。

(8) 地域自治に関すること。

(9) 情報化に関すること。

(10) 統計調査に関すること。

（市民生活部の分掌事務）

第5条 市民生活部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

(1) 戸籍及び住民基本台帳に関するこ
と。

(2) 印鑑登録に関すること。

(3) 国民健康保険に関すること。

(4) 後期高齢者医療制度に関すること。

(5) 国民年金に関すること。

(6) 環境の保全及び回復に関すること。

(7) 一般廃棄物に関すること。

(8) 市民生活安全に関すること。

(9) 脱炭素社会に関すること。

(10) 生活交通に関すること。

(8) 広報広聴に関すること。

(9) 統計調査に関すること。

(10) 予算及び財務に関すること。

(11) 税に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、他の部
の主管に属さないこと。

（復興企画部の分掌事務）

第4条 復興企画部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

(1) 市政の総合企画及び調整に関するこ
と。

(2) 総合計画に関すること。

(3) 行政経営に関すること。

(4) 公共交通に関すること。

(5) 復興に関すること。

(6) 危機管理に関すること。

(7) 防災に関すること。

(8) 地域自治に関すること。

（市民生活部の分掌事務）

第5条 市民生活部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

(1) 戸籍及び住民基本台帳に関するこ
と。

(2) 印鑑登録に関すること。

(3) 国民健康保険に関すること。

(4) 後期高齢者医療制度に関すること。

(5) 国民年金に関すること。

(6) 環境の保全及び回復に関すること。

(7) 一般廃棄物に関すること。

(8) 市民生活安全に関すること。

(9) 新エネルギーに関すること。

(10) スポーツに関すること。

（健康福祉部の分掌事務）

第6条 健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 社会福祉施設に関すること。
- (3) 障がい者及び高齢者福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 健康づくり及び保健事業に関すること。
- (6) スポーツに関すること。

（こども未来部の分掌事務）

第7条 こども未来部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。
- (2) 母子及び児童福祉に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。

（商工観光部の分掌事務）

第8条 商工観光部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 雇用に関すること。
- (3) 観光に関すること。
- (4) 国内・国外交流に関すること。
- (5) 移住・定住に関すること。

（農林水産部の分掌事務）

第9条 農林水産部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

（健康福祉部の分掌事務）

第6条 健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 社会福祉施設に関すること。
- (3) 障がい者及び高齢者福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 健康づくり及び保健事業に関すること。

（こども未来部の分掌事務）

第7条 こども未来部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。
- (2) 母子及び児童福祉に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。

（経済部の分掌事務）

第8条 経済部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 農林水産業に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。
- (3) 商工業に関すること。
- (4) 雇用に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 国内・国外交流に関すること。

- (1) 農林水産業に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。

(建設部の分掌事務)

第10条 建設部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 道路及び河川等に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 建築及び営繕に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 用地取得に関すること。
- (6) 下水道その他汚水処理に関すること。

(課等の設置)

第11条 【略】

(委任)

第12条 【略】

(建設部の分掌事務)

第9条 建設部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 道路及び河川等に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 建築及び営繕に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 用地取得に関すること。
- (6) 下水道その他汚水処理に関すること。

(課等の設置)

第10条 【略】

(委任)

第11条 【略】